

東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例の制定について

東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次の
とおり制定する。

平成 28 年 11 月 29 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の 定数に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条
第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、東近江市農業委員会の委員（以下「農
業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定
数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第 2 条 農業委員の定数は、22 人とする。

(推進委員の定数)

第 3 条 推進委員の定数は、22 人とする。

(委任)

第 4 条 農業委員の任命について必要な事項は、市長が別に定める。

2 推進委員の委嘱について必要な事項は、東近江市農業委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月24日から施行する。
(東近江市農業委員会条例の廃止)
- 2 東近江市農業委員会条例(平成17年東近江市条例第241号)は、廃止する。
(東近江市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 東近江市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年東近江市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会副会長及び部会長	月額 38,000円
農業委員会委員	月額 34,000円

」を

「

農業委員会副会長	月額 38,000円
農業委員会委員	月額 34,000円
農業委員会農地利用最適化推進委員	月額 30,000円

」

に改める。

(準備行為)

- 4 農業委員の任命及びその任命に関し必要なその他の行為並びに推進委員の委嘱及びその委嘱に関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができるものとする。